

知的障害

(3) 各教科等の指導

① 指導計画の作成と指導

ア 各教科等を合わせて指導を行う場合

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいいます。特別支援学校（知的障害）においては、この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、従前より、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきており、それらは「領域・教科を合わせた指導」とも呼ばれています。法的な根拠は学校教育法施行規則第130条第2項の規定によります。

特別支援学校（知的障害）においては、従前から「領域・教科を合わせた指導」として、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などが実践されています。小学部では、日常生活の指導、遊びの指導及び生活単元学習を中心とし、教科別の指導等を加えている傾向があります。中学部では、生活単元学習及び作業学習を中心とし、教科別の指導等を加えている傾向があります。高等部では、作業学習を中心とし、教科別の指導などを加えている傾向があります。また、地域や学校によって対象生徒の実態等が異なるため、必要に応じて生徒の課題などを考慮し、指導に当たっては集団を再編成し効果的な指導を行うなどの配慮がなされています。

以下の説明は、各教科等を合わせた指導として各学校において一般的に取り扱われているものですが、これらは例示であり、各学校においては児童生徒の実態に即して指導計画を作成することが必要です。

○ 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に援助する指導の形態です。生活科の内容だけでなくいろいろな領域や教科にかかわる広範囲な内容が扱われます。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容やあいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなど、日常生活や社会生活をする上で必要な内容等、多様な内容が取り上げられます。

日常生活の指導に当たっては、次のような点を考慮することが重要です。

- ・日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行うようにする。

- ・毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら発展的に取り扱うようにする。
- ・できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために段階的な指導を行うようにする。
- ・指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画する。

イ 遊びの指導

遊びの指導は遊びを学習活動の中心に据えて、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していく指導の形態です。

遊びの指導には、生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われています。遊びの指導に当たっては、次のような点を考慮することが重要です。

- ・児童が積極的に遊ぼうとする環境を設定する。
- ・教師と児童、児童同士のかかわりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫するようにする。
- ・身体活動が活発に展開できる遊びを多く取り入れるようにする。
- ・遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や安全面に配慮しつつ、安全に遊べる場や遊具を設定するようにする。
- ・自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促し、遊びに誘い、いろいろな遊びを経験できるように配慮して、遊びの楽しさを味わえるようにする。

ウ 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的に学習する指導の形態です。

生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切です。また、小学部においては児童の知的障害の状態等に応じ、遊びを取り入れた生活単元学習を展開している学校もあります。

生活単元学習の指導計画の作成に当たっては、以下のような点を考慮して単元を構成することが重要です。

- ・実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態等や興味や関心などに合ったものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- ・必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。
- ・児童生徒が目標をもち、見通しをもって、単元活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動をも含んだものであること。

・一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、集団全体が単元の活動に共同して取り組めるものであること。

・児童生徒の目標あるいは課題の成就に必要なして十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。

・豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して多種多様な経験ができるように計画されていること。

生活単元学習の指導を計画するに当たっては、一つの単元が2、3日で終わる場合もあれば、1学期間、ときには1年間続く場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について十分に検討される必要があります。

エ 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心に据え、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習する指導の形態です。

作業学習の指導は、単に職業・家庭科（高等部は職業及び家庭）の内容だけではなく、各教科等の広範囲な内容が扱われます。

作業学習で取り扱われる作業種目は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様です。

作業学習の指導に当たっては、以下の点を考慮することが重要です。

・生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む喜びや完成の成就感が味わえること。

・地域性に立脚し、原料・材料が入手しやすく、永続性のある作業種を設定すること。

・一人一人の実態に応じた段階的な指導ができるものであること。

・知的障害の状態等が多様な生徒が共同で取り組める作業活動を含んでいること。

・作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。

・作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること。

なお、中学部の職業・家庭及び高等部の職業に示す「産業現場等における実習」を、他の教科や領域と合わせて実施する場合、作業学習として位置付けることができます。その場合、産業現場等における実習については、現実的な状況下で生徒の職業適性等を明らかにし、職業生活ないしは社会生活への適応性を養うことを意図して実施するとともに、各教科等の広範囲な内容が包含されていることに留意する必要があります。

産業現場等における実習は、一般には「現場実習」や「職場実習」と呼ばれており、これまでも企業等の協力により実施され成果を上げていますが、実施に当たっては保護者、事業所及び公共職業安定所などの関係機関との密接な連携を図り、綿密な計画を立てるこ

とが大切です。また、実習中の巡回指導についても適切に計画することが必要です。

ア 教科別に指導を行う場合

特別支援学校（知的障害）においては、各教科等を合わせて指導を行う場合でも各教科の内容の指導を行うことができますが、教科ごとの時間を設け、各教科等を合わせないで指導を行う場合もあり、それは「教科別の指導」と呼ばれています。

指導計画の作成に当たり、他の教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間（小学部を除く）との関連、各教科等を合わせた指導との関連を図り、児童生徒が習得したことを実際の生活に役立たせるようにすることが大切です。

例えば、小学部における「金銭の扱い」に関する指導内容については生活科において示されていますが、必要に応じて算数科で取り上げて指導することや、生活単元学習等における買い物学習などに関連させた指導を行うことにより、実際的かつ生活に即した学習として指導の効果を上げることが期待できます。

指導に当たっては、学習指導要領における各教科の目標を踏まえ、児童生徒の実態に合わせて、適切な授業を創意工夫する必要があります。また、学習集団の編成に当たっては、児童生徒の個人差が大きい場合が少なくないことから、大集団や小集団による指導、個別指導など、それぞれの教科の特質や学習活動に応じて効果的に指導を行うことのできる集団構成を工夫し、一人一人の児童生徒の指導目標が達成できるよう個に応じた指導を徹底することが必要です。

イ 領域別に指導を行う場合

特別支援学校（知的障害）においては、各教科等を合わせて指導を行う場合でも道徳等のいわゆる領域の内容の指導を行うことができますが、道徳、特別活動及び自立活動の時間を設け、それらを合わせず、あるいはそれらと各教科とも合わせないで指導する場合もあり、それは「領域別の指導」と呼ばれています。

（ア）道徳の指導

道徳の目標については、小学部・中学部学習指導要領第3章において準用する小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の第3章において「学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする」と示しています。

特別支援学校における道徳の指導計画の作成に当たっては、学習指導要領において次の二つを示しています。

第1は、児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高めることにより、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図ることの必要性、第2は、経験の拡充を図ることによって、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断力や道徳の実践力が身に付くよう指導することの必要性です。

道徳の内容については、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領において示している

- 「1 主として自分自身に関すること」
- 「2 主として他の人とのかかわりに関すること」
- 「3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」
- 「4 主として集団や社会とのかかわりに関すること」

の四つの視点を踏まえ、各学校で内容を適切に設定することが必要です。

道徳の指導に当たっては、児童生徒の道徳的実践力を育てる観点から、各教科、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間における指導内容との関連を図り、児童生徒の興味・関心や生活に結び付いた具体的な題材を設定し、生活のあらゆる場面で児童生徒にとって必要な内容を指導するとともに、実際的な活動やVTRなどの視聴覚機器などを活用するなどの一層の工夫を行うことが大切です。

さらに、小学部・中学部学習指導要領第3章の3において、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における配慮事項が示されています。

内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

道徳の内容の指導においても、児童生徒一人一人の知的障害の状態や経験等に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定することが重要です。その際、児童生徒の学習上の特性から、生活に結び付いた内容を具体的な活動を適して指導することが効果的であることから、実際的な体験を重視することが必要です。例えば、学校生活に必要な仕事や手伝いに取り組みながら、自分がやらなければならないことをしっかりと行う態度や、実際に動植物の世話をしながら、動植物にやさしい心で接する態度を身に付けることなどが大切です。なお、児童生徒の興味・関心や生活に結び付いた題材について、視聴覚教材や教育機器、コンピュータ等の情報機器を活用するなどの工夫をすることが大切です。

特別支援学校（知的障害）の高等部については、独自に道徳の目標及び内容が設けられており、道徳の目標及び内容については、「小学部及び中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上で必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする」と示されています。

道徳の内容を指導する場合、個々の生徒の知的障害の状態や経験等を考慮するとともに、青年期の心理的な特性についても考慮することが大切です。道徳の指導に当たっては、これらを踏まえ、指導の重点を明確にした上で指導内容を具体化し、特に生徒の学習上の特性から、生活に結び付いた内容を実際的な場面で具体的な活動を通して指導することが効果的です。学校や学級内の人間関係や環境を整え、保護者や地域の人々の協力を得ながら

指導内容が日常の生活に生かされるように工夫することが大切です。

(イ) 特別活動の指導

特別活動の目標は、小学部・中学部学習指導要領第6章及び高等部学習指導要領第5章において準用する小学校学習指導要領第6章、中学校学習指導要領第5章及び高等学校学習指導要領第4章において、以下のように示されています。

小学校 「望ましい集団活動を適して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う」

中学校 「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」

高等学校 「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方について自覚を深め、自己を生かす能力を養う」

特別活動の内容は、

小学校 「A 学級活動、B 児童会活動、C クラブ活動、D 学校行事」

中学校 「A 学級活動、B 生徒会活動、C 学校行事」

高等部 「A ホームルーム活動、B 生徒会活動、C 学校行事」

によって構成されています。

特別支援学校における特別活動の指導計画の作成に当たっては、特別支援学校学習指導要領において次の二つの配慮が示されています。

第1は、小・中学部においては学級活動における集団構成に当たっての配慮、高等部においては指導計画の作成に当たっての配慮、第2に交流及び共同学習や地域の人々との活動を共にする際の具体的な交流活動の配慮です。

特別支援学校（知的障害）における一学級当たりの児童生徒数は各学校により様々ですが、学級を単位として行われる学級活動を実施する上で、人数の少ない学級においては適宜他の学級や学年と合同で行うなど、適切な集団構成に配慮することが必要となります。

特別支援学校（知的障害）では、地域の小・中学校や高等学校等、高齢者や地域の人々等との交流及び共同学習が行われていますが、児童生徒の実態や生活経験、地域の特色などを踏まえ、児童生徒が主体的に取り組み、共に活動する人々とのかかわり合いを大切に活動の内容や方法、活動の展開や環境づくりを工夫するとともに、できる限り継続した交流及び共同学習が実施できるように、指導計画を作成することが大切です。

さらに、特別活動の内容の指導においても、児童生徒一人一人の知的障害の状態や経験等に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定することが重要です。その際、特に、生活に結び付いた内容を、実際の場面で具体的な活動を通して指導する

ことが必要です。

なお、児童生徒の興味・関心や生活に結び付いた題材について、視聴覚教材や教育機器、コンピュータ等の情報機器を活用するなどの工夫をすることも大切になります。

特別活動の指導を計画する際には、各教科、道徳、自立活動及び総合的な学習の時間や各教科等を合わせた指導の形態による指導との関連を図ることについても留意する必要があります。

(ウ) 自立活動の指導

自立活動の指導については、「(5) 自立活動」で詳しく述べますが、特別支援学校（知的障害）に在籍する児童生徒には、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して言語、運動、情緒・行動等の特定の分野で、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られます。このような児童生徒には知的発達の遅れに応じた教科の指導などのほかに、上記のような随伴して見られる顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態についての特別な指導が必要であり、これらを自立活動で指導することとなります。

自立活動の指導は学校の教育活動全体を通じて行うことが大切であり、特に、各教科等を合わせた指導の中で、一人一人の指導目標を達成するための指導を行うことも多いのですが、必要に応じて「自立活動の時間」を設けて指導することも考えます。

自立活動の指導に当たっては、個別の指導計画を作成し、一人一人の児童生徒の指導目標を達成するための指導内容、方法を具体化し、自立活動の指導の充実を図ることが大切です。

(エ) 総合的な学習の時間

特別支援学校（知的障害）における総合的な学習の時間は、中学部及び高等部において教育課程に位置付け実施することが必要です。

小学部については、児童の生活に役立つ内容を総合的に学習する「生活科」が各教科に位置付けられていることや、各教科等を合わせた指導において同様の趣旨の指導を行うことが可能なことから、総合的な学習の時間については設けないことになっています。

総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学部・中学部学習指導要領第5章及び高等部学習指導要領第4章に

- 1 児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるように配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うように配慮すること。の2点が示されています。

総合的な学習の時間の指導計画の作成に当たっては、生徒の発達段階等を考慮して具体的なねらいを設定する必要があります。また、学習活動については、この時間の趣旨及びねらいに即して、生徒の興味・関心を引き出すとともに、生活の諸活動に関連する事柄を体験的に取り上げるなど、学校や地域、児童生徒の実態等に応じて創意工夫を生かした活動を展開することが大切です。

なお、指導計画の作成に当たって、生活単元学習との特色の違いについて論じられることがあります。特に次の点に留意することが必要です。

生活単元学習は、既に述べたように、児童生徒が生活上の課題処理や問題解決のための一連の目的活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習する「指導の形態」であり、生徒の実態に応じて各学校において設けることとなります。生活単元学習の内容については、生活上の課題を成就するために必要な活動で組織され、児童生徒が取り組む学習活動には各教科、領域等の内容が含まれます。これらの内容は、児童生徒の生活の流れやまとまりに基づいて一連の活動として単元化し、計画・展開されるものであり、各教科等の内容はその過程で習得されます。

これに対して、総合的な学習の時間は中学部及び高等部の教育課程上必置であり、生徒の「生きる力」をはぐくむ観点から、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育活動を展開することになります。

指導計画を作成する場合は、それぞれの特徴や趣旨が生きるように学習活動を工夫する必要があります。

(オ) 幼稚部における指導

特別支援学校（知的障害）の幼稚部は国、公、私立合わせて18学級設置されています（平成25年5月1日現在）。幼稚部の対象となる知的障害のある幼児は、一般に、自分の身近な人やものに対して興味をもってかかわろうとする力や、基本的な生活習慣を身に付けていくこと、自分から活動しようとする意欲を育てることなどに課題が見られます。

知的障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、幼児の活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて発達を促すようにすることが大切です。また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるように配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすることも大切です。

知的障害のある幼児の指導に当たっては、その障害の状態に応じて特に次の事項に配慮することが大切です。

- ① 幼児の実態に即した日課を設定し、生活のリズムを身に付けるようにすること。
- ② 身体活動を活発に行うことができるようにし、行動範囲を広げるとともに、身の回りのことを自分でしようとする態度の芽生えを育てること。
- ③ いろいろな遊びを通して、人やものとのかかわり方を身に付け、教師や友達に働き掛ける態度を育てること。

- ④ 教師や友達とかかわる中で、自分の意欲を表現したり、言葉を交わしたりすることができるようにすること。
- ⑤ いろいろな道具や用具、素材を扱うことにより、目的に合わせて手指を効果的に使えるようにすること。

また、幼児の指導に当たっては、障害の状態、興味や関心、生活経験等の実態を踏まえ、具体的な指導内容を設定することが必要です。その際、次のような工夫が大切です。

- ① 幼稚部教育要領に示された各領域の内容から、必要な内容を選択し、十分に活動できるような指導内容を設定すること。
- ② 活動内容は、幼児が理解でき、意欲的に取り組めるものとする。このために、活動内容を厳選するとともに、活動時間を十分確保すること。
- ③ 幼児が興味をもって意欲的に取り組み、発達を一層促す活動を大切に、繰り返し行うことについても配慮すること。
- ④ 幼児の活動内容は、幼稚部の生活の自然な流れの中に設定するよう工夫すること。

指導計画の作成に当たっては、幼児の活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて発達を促すようにすること、ゆとりをもって活動に取り組めるように配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすることが必要です。

このため、前述した幼児の実態や指導内容の設定の工夫とともに、意欲的に活動する力をはぐくむために様々な環境の設定を創意工夫することが大切です。

その場合、次のような点に配慮します。

- ① 教室等の環境設定については、教室等の照明、色彩、掲示物などを工夫すること、活動目的に応じて場の状況や色調などを変えること、幼児の関心のある道具や用具、素材を用意すること。また、幼児の円滑な活動を促すために、衣服に工夫を加えて着脱しやすいようにしたり、収納方法に配慮したりすること。
- ② 教師は幼児と一緒に活動することによって幼児の活動への参加を促し、幼児自らが達成感や充実感を味わいながら意欲を高めていくことができるようにすること。また、言語発達の遅れが顕著な幼児のために適切な言語環境を整えること。

このほか、幼児が一つの活動にゆとりをもって取り組むことができるように、時間設定を工夫して十分な活動時間を確保するとともに、幼児の主体的な活動を促すため、必要最低限の援助や指示に努めるよう留意することも大切です。また、指導に当たっては、保護者との連携を図りながら幼児の行動の理解を深めたり、効果的な指導内容や指導方法を工夫したりすることなどが必要です。

② 知的障害特別支援学級における指導

知的障害特別支援学級における指導においては、障害のない児童に対する教育課程をそのまま適用することが適当でない場合には、児童生徒の実態や発達段階を踏まえて特別の教育課程を編成できることが、学校教育法施行規則第138条に規定されています。

特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして、実情に合った教育課程を編成する必要があります。例えば各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりすることなどが考えられます。また、「教科別の指導」、「領域別の指導」に加えて「各教科等を合わせた指導」を位置付け、児童生徒の生活に即した事柄を実際、体験的に学習できるように工夫することが必要です。また、児童生徒が障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れ、一人一人の児童生徒について個別の指導計画を作成し、適切な指導及び必要な支援を行うことも大切です。

「教科別の指導」や「領域別の指導」、「各教科等を合わせた指導」、総合的な学習の時間などの指導計画を作成する際には、学習内容を相互に関連付け、総合的に学習できるように配慮することが必要です。例えば、生活単元学習において「校外学習に出かけよう」という単元を行う場合、国語科の指導において見学先へ礼状を書く活動を行ったり、算数科の指導においてバスや電車などの運賃を計算する活動を行ったりするなど、児童生徒の実際、社会的な活動に即して学習内容を関連付けながら指導を展開することで一層の効果が期待できます。

また、小・中学校のいずれの特別支援学級においても、通常の学級の児童生徒と活動を共にする機会を設け、集団生活への参加を促し相互理解を深めていくことが大切です。その際、特別支援学級の児童生徒の負担が大きくなるように配慮し、一人一人の指導目標を明確にするとともに活動内容や活動方法を工夫し、全教職員の共通理解の下に指導に当たることが大切です。